

豊後国森領の「潰れ」

野口喜久雄

はじめに

一 門数・人口の減少と「潰れ」

三 農民の抵抗としての「潰れ」

二 惣作地と新百姓取立

四 玖珠郡の特殊性
おわりに

はじめに

近世後期の農村の荒廃現象は一部の先進地域を除く全国の多くの地域にみられる。その荒廃現象は家数・人口の減少、潰れ百姓ならびに散田の増加等に象徴的にあらわれていた。そしてそれが地域的な段階の差をもちつつ進行していったことはいうまでもない。

森領の農村においても、近世後期領主のきびしい年貢収奪によって著しい荒廃現象がみられるが、それは日田・速見両郡に比し、とくに陣屋附の玖珠郡において著しかった。

本稿では、(一)門数・人口の減少、潰れ百姓の増加、(二)惣作地の増加とそれに対する農民の対応、新百姓取立での具体相を明らかにする。そして、(三)農民の「潰れ」が農民の抵抗であったことを述べ、最後に、(四)農村の荒廃が玖珠郡において著しかったことの理由を考察する。

森藩は豊後国の小藩で、藩主久留島氏は伊予国の河野氏の流れを汲む。長親の時、関が原戦の直後の慶長六（一六〇一）

年二月、封地を伊予国から豊後国玖珠・日田・速見三郡のうちに移され、玖珠郡森町に住した。(1) 以来明治の廃藩まで存続した。

拜領高は一万四千石で、藩領は陣屋膝下の玖珠郡一町（森町）二郷（帆足・古後）三一か村、それに西接する日田郡二〇か村および飛地の速見郡三か村とから成っていた。(2) 明暦元（一六五五）年七月、一万二千五百石を長子通清が継ぎ、千石を二男通貞に、五百石を三男通迥（みちとお）に分ち与えた。(3)

元禄年間の「土芥寇讎記」には「本知一万二千五百石。新地開運上課役掛り物等、外二十七石余アリ。」と記されているが、その詳細は不明である。天保六（一八三五）年一二月の藩から大坂町奉行所への届高は一万五千石となっており、(4) 明暦元年の一万二千五百石に比べて二〇％増であった。正保四（一六四七）年と天保六年の郡別の高および増加率は第一表の通りであり、玖珠郡が二三％増で日田・玖珠二郡に比し増加率が僅かながら高い。

第一表 郡別石高

玖珠	正保四「郷帳」 八一六五石	内・本藩領(A) 六九六七石	天保六届高(B) 八五九四・三石	B/A×一〇〇 一一三
日田	三八〇三石	三五〇三石	四一一・五石	一一七
速見	二〇三二石	二〇三二石	二二九三・二石	一一三
計	一四〇〇〇石	一二五〇二石	一五〇〇〇・〇石	一一〇

※ 「玖珠郡史」三八五頁より

藩領農村の生産力は至って低かったのに加えて藩が領内市場を完全に把握しきれなかったので、その財政力は貧弱であった。農民から最大限の年貢を徴収し、商品流通を統制・支配し、かつ家臣より上米を徴し、大坂・日田等から多額の借金をしたが、なお財政の収支相償わざる有様であった。

家臣よりの上米、大坂・日田等よりの借財、商品流通の統制、年貢賦課についてはすでに本誌第六八・六九・七〇・七一号において述べたので参照していただきたい。

註 (1) 「寛政重修諸家譜」第四輯一六三―七頁

(2) 正保四年「豊後国郷帳」(臼杵図書館蔵)「大分県地方史料叢書」(一)

(3) 「寛政重修諸家譜」第四輯一六五頁

(4) 森藩「御記録書抜」第一卷(玖珠郡玖珠町教育委員会蔵)天保六年二月二十四日の條 以下、本稿で「御記録書抜」に拠った場

合は(1 天保六・一二・一四)という様に略記する。

一 門数・人口の減少と「潰れ」

森領の全体の人口は文化元(一八〇四)年と文政一一(一八二八)年のものが知られている。その二四年間に約八割の減少をみているが、郡別にみると、玖珠郡が一四%減で、速見郡の六%減、日田郡の徴増とかわだった対照を示している。玖珠郡の人口には城下の森町の人口を含んでいるので、農村部の人口の減少率はもう少し高いと思われる(第二表)。

第二表 森領の人口

	文化一	文政一
玖珠郡	六、一六一	五、二七一
日田郡	四、三〇一	四、三一〇
速見郡	二、二一七	二、〇七五
全体	一二、六七九	一一、六五五

出典：14 文化元・六・一六および1 文政一・四・一

第三表 門数・人口の変化

〔門数〕	文化一	全一四	天保五	慶応三	明治三
速見郡原中	(一八〇四)	(二八一七)	(一八三四)	(一八六七)	(一八七〇)
〃 北中	一〇〇軒	一一七	八四	一一三	一三六
玖珠郡岩室	七七	一四一	八四	一一三	一三六
〔人口〕	文化七	文政一	慶応三	明治三	
玖珠郡岩室	(一八一〇)	(一八二八)	(一八六七)	(一八七〇)	
	七二六八	六一五	五六五	六三九	

註 文化一 天保は「御記録書抜」、慶応・明治は「望月文書」(大分県立図書館蔵)による。

村単位の門数・人口の変化のわかるものを第三表に掲げた。これによると、玖珠郡岩室村において人口は文化七年より文政一一年までの一八年間に一五%、それより慶応三（一八六七）年までの三九年間に八%それぞれ減少している。明治三（一八七〇）年には慶応三年に比し一三%増の六三九人となったが、文化七年の水準にはるかに及ばない。門数は文化一四年から天保五（一八三四）年までの一七年間に一三%減少をみ、明治三年に至って文化一四年の水準にかなり近づいた。一九世紀前半において人口・門数ともに減少の傾向を示した岩室村に対し、速見郡原中（はらじゅう）・北中（きたじゅう）の両村では文化元年から天保五年にかけて門数がそれぞれ一七%および九%増加している。このことは岩室村における人口の減少傾向と異動の激しさが自然的要因によるものでないことを物語っているのである。

門数・人口の減少が自然減でないことすればどのような原因によっているのであろうか。

その第一は欠落である。

〔一町境屋助三郎義昨日迄所々相尋候得共行衛相知不申段別当共方以書付申出候付除帳申付候〕
(15 文化九・五・一四)

「乍恐御宮奉申上口上之覚

一去^ル戌年太田村志津里傳左衛門^与申御百姓極々難渋ニ付欠落仕候処甚以心得違之儀ニ御座候(略)」

欠落というのは「地方凡例録」(1)に「不身上にて妻子養育成難く、立退身を隠し候を家出と可^{イテ}申哉、凡て同居の者立退候は欠落にて可^{カク}有^レ之候」また「欠落は出奔を略しての名目に可^{メウモク}有^レ之候」とある通り、いわゆる出奔である。

第二は「潰れ」である。

明迫組

一平井村之内

善七

田畑高八石七斗式升

右之者家内五人之処去年大病ニ而家内之者四人病死御百姓潰(略)郷仲間ニ罷出(略)

(15 文化八・閏二・八)

「申渡覚

帆足村戸茹

野橋名代

半蔵

其方儀作方難出来ニ付旧冬持高田畑不残組へ差出百姓株潰レ願出ニ付村方無抛田畑共ニ受取村中惣作地余分有之御不益強候ニ付跡入百姓致世話人当出来ニ付早々家屋敷引拂候様申遣候(略)

(14 文化一・三・二)

平井村善七の場合は家族四人が病死して農業が続けられなくなったので「潰れ」を願出て藩の許可を得た。そして善七自身は武家奉公人となったのである。家族四人病死という特殊事情があったにせよ、善七の持高は八石七斗式升で村内では決して小規模の経営でなかったことに注目したい。帆足村の半蔵は恐らく貧困のためであろう。農業経営が維持出来なくなつて潰れたもので、跡に新百姓を入れるから家屋敷を明渡すように要求されている。

「潰れ」の増加を示す主な記録を左に摘記する。

① 太田村では丈七以下五名の「御百姓名潰門ニ而組中至而難洪」とくに「鳥屋・元畑至而難洪仕潰門御座候ニ付組中畑方(年貢)式歩通御用捨」(14 文化元・二・七)。

② 大浦村で八名の「死潰」が居て、その分の年貢負担が大きいの畑方年貢だけは免除して欲しいと願出た(15 文化八・閏二・八)。

③ 帆足村では潰れ百姓が多く、惣作高が一六九石余もあり大きな負担となっていた。とくに惣作地の多かった一平・瀬戸・大畑無人ニ而一向御役目等相動不申段々潰レ等相願此節苗代モ取懸リ得不申誠ニ物貫同前之暮ニ御座候平組等ハ此向差置候へハ追々家出無拠仕候趣ニ御座候」(15 文化一〇・四・一一)。

④ 太田村の内元畑組で「去冬組中惣潰レ申出候ニ付」き、綾垣・太田の「両村方少々之合力共仕漸取押候得共三人程弥取統出来不仕」(14 文化一四・三・八)。

⑤ 「西岩室村年々追繰ニ而去秋々必至ニ村方相立不申候潰願も七軒有之趣」(15 文政六・正・二六)

⑥ 「帆足村之内瀬戸・大畑・平・上之市組々先々難渋之處近年別而潰レ門多益及困窮田畑共荒地同様ニ成行候場所所有之」(16 天保一一・二・二九)。

以上の記録によって、文化一 天保期に太田・大浦・帆足・西岩室の諸村で潰れ百姓が続出していることがわかるのであるが、これらの諸村はいずれも玖珠郡の村であり、主として平地部にある。これに対して日田・速見両郡では「潰れ」が殆ど記録にみえないことも注目に値する。

註 (1) 大石慎三郎校訂。「下巻」一一一―一二頁

二 惣作地と新百姓取立

江戸時代、年貢は村にかけられていて(村請)、百姓が潰れて耕作者が居なくなつた田畑にも年貢が課せられた。したがつて年貢負担のために残つた百姓がその田畑を耕作せねばならなかつた。

「乍恐御宮奉申上候口上之覚

一近年村方難渋(略)走り頭共何卒潰レ門取立御百姓出来仕度奉存候得共村方人少ニ御座候得者何分潰レ門取立様も無御座

候猶又当年も耆人無拠潰レ門出来仕候甚恐多奉存上候ニ付五人程持高之外ニ惣作地増而申付候相残候分惣作高三拾石八斗八升九合九勺右之通持高之外ニ冠高御座候（略）

西岩室

孫兵衛

（文化十一）
戌四月十五日

角井 滝蔵様

若松左太夫様

（14 文化一一・四・一六）

西岩室村で潰れ百姓の田畑の耕作を残った百姓のうち耕作余力のある五人程が請負ったが、結局三〇石余が特定の耕作者の居ない村の「惣作地」となって、年貢等の負担を村が冠（かぶ）ることになったのである。惣作地がとくに多かったのは帆足村であった。文化一〇年四月の惣作高は一六九石余で総村高約八三〇石の二〇％に達し、そしてこれが六二名の百姓の冠高となった。なかでも大畑組は高七四石のうち五五％に当る四一石が惣作地で百姓七人にかかった。平組でも一一五石余のうちの四八％の五五石余が六人の負担となった。戸苜組では五二石中の一五石（二九％）が八人の、瀬戸組でも一一三石中の二八石（二四％）が九人の冠高となっていた。

百姓達は惣作地の耕作をし、年貢を負担し、かつ年貢米の運搬もせねばならなかった。とくに平組の年貢はすべて津出することになっていたので、年貢米運搬の負担増が大きかった。同様の負担増に苦しんだのが瀬戸組と大畑組であった。勿論この場合、規定の運搬料は貰えるが、「無人ニ而一向御役目等相勤不申」「苗代も取懸り得不申誠ニ物貴同前之暮ニ御座候」「追々家出無拠仕候趣」（15 文化一〇・四・一一）であった。

困窮した農民達は、①惣作地の年貢の減免 ②年貢の津出役および役料の減免 ③作食拜借等を願ひ出て負担の軽減をはかった。例えば帆足村では、

① 寛政六（一七九四）年から享和三（一八〇三）年まで一〇か年間「村中御百姓畑方持高御上納之内式步通り且又惣作分田畠御上納四步通」免除された（14 文化元・六・一〇）。

② 文化元年よりまた一〇か年間、同様の用捨を願ひ出、五か年間の用捨が認められた。（14 文化元・六・一〇）

③ 文化一〇年 「惣作冠高之役料十ヶ年之間」免除または「津出役目」十か年間免除を願出（15 文化一〇・四・一一）。

④ 同年 とくに困窮している平・瀬戸・大畑の二二名が米九石の三か年間拜借を願出（15 文化一〇・四・二一）。

⑤ 文化一一年 惣作畑年貢大豆三七石余のうち三五%の一三石余が免除（14 文化一一・二・二三）。

⑥ 文化一三年 平・瀬戸・大畑の三組に対し、米四石五斗の三か年間拜借が認められた（14 文化一三・二・六）。

⑦ 文政一〇年 平・瀬戸・大畑・上ノ市の四組より米一三石五斗、大豆九石六斗の拜借願出（18 文政一〇・五・朔）。

また、西岩室村においても

① 文化七年から一一年まで五か年間、畑方惣作分年貢の式步通り免除が認められた（14 文化一二・三・四）。

② 文化八年より三か年間、惣作高三一石余にかかる役料の五〇%、三石一斗が免除された（15 文化八・閏二・八）。

③ 文化一一年より三か年間、同じく役料免除が認められた（14 文化一一・四・一六）。

④ 文化一二年より畑方惣作分年貢の二〇%七か年の免除を願出、五か年間免除が認められた（14 文化一二・三・四）。

⑤ 文政六年 「小前共拜借之上納残り分」米九石四斗六升の三〇年賦返済、「去秋小前上納不足」米二八石五斗余・大豆

三石四斗余の一〇年賦、畑方年貢「去秋五三ヶ年五步通り之用捨」（大豆一六石五斗余）、「無主惣作田畑役料」米四石
老斗余の五か年間免除等が認められた（15 文政六・正・二六）。

⑥ 天保一一年 帆足村と同じく惣作株入百姓の年貢免（16 天保一一・二・二九）。

欠落・潰れ百姓の増加は惣作地を増加せしめ、惣作地の増加は残った農民の負担を増大させ、農民を益々困窮に追いやっ
た。そしてそれはまた欠落、潰れ百姓の増加につながっていった。他方、藩にとってもそれは収入の減少・支出の増大とな

り、財政を圧迫したので新百姓取立政策が実施された。

天保一〇年一〇月、藩は玖珠郡両郷庄屋に宛て、次のような口達を出した。

「口達

両郷

庄屋共

「両郷村々ハ兼而人少ニ候処去ル申年以來凶作打統其上時疫致流行候旁在中明門多相成候付田畑共無惣惣作申付候ニ付而ハ冠高多諸役目等も繁々相勤自身持地之手入も自然行届兼候故当年抔者諸国豊熟ニ候処両郷ニ限り不作ニ及候者旱損虫附之災殃も有之候得共不手入故不熟ニ相成候田方多分相見へ候ハ全ク人少ニ而春分之田拵籠略ニ致し根付相後レ其上手入不行届故当年も大造之御損毛ニ及候間其方共右之訳深相考人少之所ハ脇方百姓ハ尚更農業為致出精(略)有田速見両郡在中之者ハ一際致出精候様下役共へ急度申付四時不憐教諭を加へ引立可申候且又百姓共家内多之者ハ跡之痛ニ不相成様引分ケ相応之株可申候若又村内ニ職人致住居候ハ、其者共へも一門ツ、之百姓申付明キ門相減候様取斗可申候

亥十月

(16 天保一〇・一〇・二五)

藩は不作・貧困・「潰れ」の原因は農民の「不手入」にあるとして、一層の督励を試み、かつ、今や貨幣経済の浸透によつて農民経済に不可欠のものとなっている職人をも新百姓に取立てようとしていた。

翌一年にはとくに惣作地の多かつた帆足村の四か組に対し、「田畑共荒地同様ニ成行候場所所有之候ニ付此節新百姓差入候様申付」「惣作株ニ入り候百姓共へハ三、四年之間在附候迄ハ格別之御用捨も秋ニ至毎年可被仰付旨」申渡し(16 天保一一・二・二九)、「引立世話掛」をおいた。

「帆足村瀬戸大畑平

帆足村組頭

上ノ市引立世話掛

長蔵

この「引立世話掛」は慶応三年にも存続している。岩室村本村組節蔵が「乙師組頭并引立方」を命ぜられているのがそれである。(1)

そして、次のように新百姓が取立てられた。

「口上覚

太田村儀右衛門弟

乙蔵

歳十九

右者太田村小勢原乙右衛門株高五石都合も御座候然ル処近年惣作ニ相成居申候処右株相立不申組中迷惑之趣相営出申候右ニ付儀右衛門弟乙蔵ニ両親相添候而乙右衛門株御百姓相勤被仰付候而者如何御座候哉(略)御伺奉申上候以上

(文政二)

卯十二月四日

太田村

滝井吉右衛門殿

喜藤次

西野弥太夫殿

(15) 文政二・一二・一一

これは太田村小勢原の乙右衛門が潰れて、その持高が五石程あったのが近年惣作地になって組の農民が困っていた。それで儀右衛門の弟で未だ独立していない一九才の乙蔵を百姓に取立てて、乙右衛門の跡をつがせたいという村からの願い出である。乙蔵のような百姓を新百姓という。

文化―天保期の記録にあらわれた新百姓の数は一二二名で、そのうち帆足村への入百姓が五二名で圧倒的に多く、山下村の一九名、太田村の一七名、西岩室村への一四名がそれに次いでいる。帆足村の天保五年の家数は無給家（水吞であろう）二三を含めて九五であったから、その手数を超える数の新百姓が取立てられたことになる。西岩室村は三〇軒（内無高四）であったから、ここでも半数に近い。（19 天保五・四・一九）

玖珠郡以外では「潰れ」が殆どみられなかったのであるから新百姓が少ないのは当然で、日田郡城内・市の瀬両村で各一名を数えるのみである。

年代的にみれば文化、文政期に多く、天保期に少ない。特に、文政一〇年三月、帆足・両岩室両村に一時に二八名の新百姓が取立てられたのが目立つ（18 文政一〇・三・二六）。しかし天保期以降、「潰れ」がなくなり新百姓取立が行われなかった訳ではない。岩室村では文化―天保期の新百姓は六名であったが（家数一三七 内無高一四）、元治・慶応の四年間だけでも一三名の新百姓を数えている。⁽²⁾したがって、天保期以降も「潰れ」の増加、新百姓取立の傾向は依然として続いていたのである。

新百姓となった農民の身分または職業をみると、そのわかる一六例のうち、「名子」「下人」「高下」「厄介」「家内」「奉公人」あるいは親・二男といった独立していない農民が圧倒的に多数を占めている。それに次ぐのが侍の「家来」「家内」あるいは「郷仲間」といった武家奉公人の三例である。潰れ百姓が新百姓になった例が一つある。地位または関係の明示されていない新百姓は未独立の農民や無高・水吞が多数を占めていたに違いない。答人が多いのも特徴的である（二五人）。

領外の農民が新百姓となった例が二三ある。国別でいえば、豊前四（中津・宇佐・耶馬溪）、豊後三（府内・高田・竹田領阿蘇野）、筑前二（鞍手郡新北村、井塚村）、幕領二（玖珠郡大隈村、上旦村）、不明二である。そのなかには「豊前宇佐郡余々村ら参候者ニ御座候処入百姓出精仕度旨組頭を以申出」で、山下村の新百姓になった次助や（18 文政一〇・三・

一六)、岩室村「相之迫組郡次郎方^五入稼致候ニ付同人跡株御百姓申付」⁽³⁾られた京平のように、奉公人として来村していた例も多いが、豊後府内領孫女村百姓貞右衛門三十四才と同女房三十二才のように送手形を持参した者もあり、これは何らかの縁故を頼って来村したのであろう(14 文化四・六・二五)。また中津城下の弥平(五二才)・倅又吉(二四才)父子は「小商人ニ而川向辺岩室辺ニ常ニ参り居候由岩室村宮ノ下弁天若下小店當時明家ニ成り居申候間右家へ参り商売仕度由申出」たが「入百姓共ニ候得ハ亙候得共小商人ハ何分村方へ用ニモ立不申(略)相叶不申趣申達候処此節ハ中津町方之送手形差出倅又吉儀ハ入百姓株も御座候ハ、望申候ニ付追々ハ百姓を相願可申」(14 文化四・三・二九)と、小商人として来村していて新百姓になった例もある。

以上のように新百姓の数が非常に多く、しかも玖珠郡に殆ど限られていること、その地位または関係が雑多であること、他領よりの入百姓も多いたことが指摘できる。

弘化三年には山下村弥平が「年来心掛村方^五御百姓数人為致入帳」せた功により「持高之内四石余之高掛り津出工役之分当年年来ル子年迄七ヶ年之間御用捨」された(17 弘化三・八・一二)。

藩の新百姓取立政策の真意は年貢収奪にあつて、農民生活をもり立てることにはなかつた。農民の「潰れ」には何の手段も講じない、すなわち貧窮農民切捨て策であつた。

「一帆足村へ西池部村方参居候六兵衛帰村願跡百姓株立置候ハ、何時も帰村可被仰下由」

(14 文化一三・一二・二)

六兵衛は文化七年正月に瀬戸組勘助跡(田畑壹町七反、高一〇石八升式合)に入ったものである(14 文化七・一・一八)。帰村の理由は明らかでないが、問題は「跡百姓立置候ハ、何時も帰村」できるといふことである。藩にとってみれば百姓は年貢を負担できるものであれば誰でもよいという訳である。

註 (1) 望月文書「日記」慶応三年三月廿三日(県立大分図書館蔵)

(2) 同 「日記」

(3) 同 「日記」慶応三年三月三日

三 農民の抵抗としての「潰れ」

藩が潰れ百姓の続出を農民の怠慢のせいと見ていたことは先に述べたが、文政七年の申渡にもそれがあらわれている。

「一両郷庄屋并走り共迄今日大会所へ呼出左之通申渡候

近來御勝手方必至ニ御差支ニ付追々嚴敷御儉約被仰出（略）当年方毛上之上御検見等其外御用捨等之儀願出申間敷候且

又前方方毛見田杯^与名付手入等も余り不致秋ニ至いつも毛見等申出候義有之趣甚心得違之事ニ付委細口達書を以申渡（略）」

(7 文政七・七・一三)

農民達が田圃を毛見田（秋になったら定免の破棄と検見を願出て年貢をまけて貰う田）と称して手入れを余りしないのを心得違いの事であると云っているのである。

藩が云うところの農民の「怠慢」は実は怠慢ではなくて、農民の抵抗であった。農民は秋に自分の田に稲がたわわに稔り重く頭を下げているのを見る時に最大の喜びを感じる筈である。それなのに「毛見田^与名付手入等も余り不致」というのはどうせ一生懸命になって作ってみても年貢として取上げられるのだから適当にしておけという農民の抵抗の気持がそこに表現されているのである。農民達が重い年貢に対して「定用捨」を要求し、その実現のために「組中惣潰れ」を申出る程強い抵抗の姿勢を示したことは別稿（「豊後国森藩の年貢」本誌七十一号）で述べた。

次に掲げる史料は農民達が「百姓であること」をどのように考えていたかを示して興味深い。

「 覚

太田村元畑百姓

一私儀近年潰相願候得共何分御取上も無御座候是迄相勤申候処此節潰之儀達而相願候得共何之訳を以潰候哉御尋ニ付左
ニ奉申上候

私儀去ル午年元畑御百姓被仰付候節も年賦拜借米錢被仰付其後地受米も御願申上候得者願之通年賦拜借被仰付畑方數年
來之御用捨被仰付候得共何卒此節外組御百姓も被仰付候得者難有奉存又々其節新百姓御宮申上被下置候ハ、取続も出来
可仕何分元畑百姓之義如何様ニ被仰付候而も不得相勤儀ニ御座候右之通御座候得者家内不残元畑組退外組ニ被仰付被下
候様奉願上候以上

未二月朔日

御庄屋

喜藤次殿

右之書付差出候付今朝大会所方平松弥七郎被差遣御代官立会相糺右書付之通相違無之候ハ、手錠おろし外組頭へ被成御
預候旨被仰付（略）

(15 文政六・二・五)

元來、封建制の下における領主と農民の關係は契約ではない。農民は自らの意志のいかんに関らず、生れながらにして領
主の「百姓」として職業が固定され、年貢納入を義務づけられる身分であった。まさに農民は領主の栄光をたたえるために
存在したのである。ところが儀平は「潰相願候得共何分御取上も無御座」といい、「何分元畑百姓之義如何様ニ被仰付候而
も不得相勤儀ニ御座候」といい、そしてもっと条件のよい「外組ニ被仰付被下候様」といっているのである。儀平ははっき
り自覚していないと思われるが、それがいかに封建社会の秩序に反していることであろうか。さらに注目すべきは、庄屋が
儀平を説得しきれないでそれを藩に上申しているところからみて、このような考え方が儀平だけでなく農民の中にもかなり広
く広がっていた考え方であると思われることである。

慶応三年八月一九日の岩室村庄屋の日記（望月文書）に「坂口組文七少々心得違有之旁二付同人御百姓株つふれ願出有之」庄屋の手に負えず、元帆足郷大庄屋兼森村庄屋大谷晋左衛門（当時隠居）に説諭を頼み、やっと文七が「百姓相勤候心ニ相成」ったことが記されているが、この場合の「心得違」もこれに類した行為であったと推測されるのである。

潰れは文字通り万策尽きた農民が本百姓身分を捨てて、奉公人や都市の遊民となることではなく、新百姓となつて何がしかの夫食・農料の拜借を受け、つまり本百姓として存続していくための手段であつたともいえるのである。

四 玖珠郡の特殊性

以上、森藩領における農村の荒廃現象と領主・農民の対応について述べたが、荒廃現象が玖珠郡に著しく、日田・速見郡に余り見られない理由を考えねばならない。

明治一三年の「全国作毛成熟概況」⁽¹⁾ によって豊後国一〇郡の郡別の中稲の反当り收穫量をみると、東国東郡の一石六斗一升が最高で、森領のあつた玖珠・日田・速見の三郡はそれぞれ一石三斗、一石三斗一升、一石三斗三升で下位の一、二、三位を占めていた（第四表）。森領は豊後国中で最も生産力の低いところに属していたのである。

第四表 郡別反当収量（中稲）

郡名		収量	郡名	収量
東国東郡	一石六斗一	南海部郡	一石三四	
西国東郡	一五六	速見郡	一三三	
直入郡	一五六	日田郡	一三一	
大野郡	一四八	玖珠郡	一三〇	
北海部郡	一四六	単純平均	一四四	
大分郡	一四二			

第五表 明治一一年の商品作物（玖珠郡）

商品	生産量	生産額
楮皮	四四、一六六斤	一、五八九円七九六
麻	四、〇五六〃	三二〇 四二四
椎茸	六〇〇〃	一九二 〇〇〇
生糸	三九〃	一八九 一五〇
葉烟草	二、〇一一〃	一一〇 六〇五
まゆ	四三八〃	一〇四 二四四
製茶	二、五五八〃	一〇二 三二〇
蜂蜜	一、九四四〃	九二 四一二
実綿	五五五〃	五四 三九〇
合計		二、七五五 三四一

米・雑穀以外の商品生産についてても同様である。明治一一年の「全国農産表」⁽²⁾によると玖珠郡の商品作物の額は、二、七五五円余で、人口一人当り二五銭に満たない。⁽³⁾ そのうち約六割が楮皮である。楮皮以外では麻、まゆ・生糸、椎茸等が若干あるにすぎない（第五表）。では三郡の違いは何によつていたのだろうか。

森領の三郡はそれぞれ別々の経済圏を構成していた。日田郡は幕領日田の経済圏に含まれて、年貢米や楮皮等の商品の販売先は日田商人であった。そこでは流通利潤は日田商人および村内の一部の有力農民の手に帰した。速見郡は飛地で、玖珠郡とは山でへだてられており、別府湾沿岸の幕領（別府）・日出領等の錯綜した経済圏を構成していた。藩が市場として完

全に把握しえたのは陣屋膝下の玖珠郡のみであった。したがって、藩はその財政の基盤を玖珠郡の年貢収入に据えねばならなかった。このことが玖珠郡に対する重い年貢賦課となって現われていたと考えられる。

わずかに山間部の石盛りの低い土地のうちで、後に灌漑施設の改良によって生産力が高まり、年貢負担率が相対的に低かったところだけが土地質入れの対象になったにすぎない。したがって、庄屋層といえども土地を集積して地主化するに至っていない。生産力が低く、その上、過重な年貢賦課が行われた玖珠郡農村は上層農民の手にすら、ほとんど余剰を残さないような△絶対的窮乏▽ともいうべき状況におかれていたといえる。(4)

これに対して、日田・速見両郡内森領ではより早くから地主Ⅱ小作制の展開もみられ、相当の地主も成長していたようである。そのことは、文化Ⅰ天保期の各郡より藩への献金、貸金の額を比較するに、玖珠郡が銀一二貫余であったのに対し、日田・速見両郡はそれぞれ九〇貫余と五〇貫余であったし、また日田郡には諸留村の中島卯兵衛・喜三郎父子、速見郡では北中村の儀左衛門、原中村の和太吉・武十郎父子（庄屋）、沢右衛門のような多額の献金者がいたことから推測されるのである。

また、玖珠郡では庄屋の転村が激しかった。例えば、衛藤家は文化九年まで西岩室村、文化九年Ⅰ元治元年山下村、元治元年Ⅰ慶応二年まで岩室村の各庄屋。長尾家は天保一年日田郡西池部村百姓より平井村庄屋、全一四年大浦村庄屋。宿利家は天保七年、足軽から日出生村庄屋、嘉永六年岩室村庄屋、文久三年（？）山下村庄屋。文化初年から明治初年まで継続して同一の村の庄屋を勤めたのは太田村の長尾家のみである（天保初めの三年間は不詳）。

日田郡でも庄屋の転村はみられるが、このように激しくはなかったし、速見郡では大体世襲であった。庄屋の転村の制がいつから始まり、どんな理由に基づいていたかはわからないが、これが庄屋の地主化を妨げ、庄屋を藩政の末端機構として位置づける役割を果たしたことは否定できないのではなからうか。

註 (1) 「明治前期産業発達史資料」別冊(9)

(2) 同右別冊(3)

(3) 文政一一年四月の森領玖珠郡の人口は五二七一人(武士を含まず)であった(1 文政一一・四・一一)。玖珠郡全体ではこの約二倍を超えらると思われる。明治一〇年の人口は文政一一年の人口よりもいくらか多い。

(4) 庄屋・大高持が「不勝手」を理由として拜借を願ひ出ている例も多い。玖珠郡において絶対的窮乏ともいふべき状況が解消し、若干たりとも農民(勿論、上層農民である)の手に余剰が蓄積されるようになるのは安政頃からと思われる。文化六年以降の岩室村の「村中田畠売渡・質入証文庄屋裏印控帳」(「望月文書」)において、証文数が急増するのが安政期で、宿利源吉(安政三—文久三—庄屋)、衛藤健造(文久三—慶応二—庄屋)、文平(本村組小庄屋)等が土地入手者として頻出している。そして、慶応三年には庄屋望月晋次郎が年貢負担量五八石余(持高七一八〇石)の大高持としてあらわれている。このことは岩室村の人口が安政頃から増加に転じていると推測されることと符合する(第三表)。

むすび

以上を取り纏めると次のようである。

- ① 文化・天保期、森領農村において門数・人口が著しく減少し、荒廃していた。それは農民の欠落および潰れに基づいていた。
- ② 欠落・潰れ百姓の土地が村惣作地となつて農民の負担をより過重にしたので、農民は年貢減免・拜借米銭を要求し、藩は新百姓を積極的に取立て年貢を確保しようとした。
- ③ 農民の潰れが農民の疲弊に基づいていたのはいうまでもないが、農民の領主の苛政に対する抵抗であり、藩制をつき崩していく力となった。

④ そして、このような農村の荒廃と農民の抵抗が森領の中でも、とくに玖珠郡に集中的にみられた。それは森領の市場関

係の特性から藩の農村支配が玖珠郡においてのみ洞徹していたことに起因していた。

本稿で用いた史料が主に文化元年―弘化四年の藩の「御記録書抜」であるので、このような諸変化の開始の時期を明らかにし得ていないが、九州農村が天明・寛政期に大きく変化していること、森領においても定用捨の制が一八世紀後半に始まっていることから、それが他藩領と同じく一八世紀後半に始まったと考えられるのである。

(福岡市西区茶山三一八一四二 九州大学教養部助教授)